



IFRS[®]

Accounting

2023年5月

情報要請

IFRS[®]会計基準

適用後レビュー

IFRS第9号「金融商品」
減損

コメント期限：2023年9月27日

情報要請

IFRS 第 9 号「金融商品」の 適用後レビュー 減 損

コメント期限：2023 年 9 月 27 日

Request for Information *Post Implementation Review of IFRS 9 Financial Instruments— Impairment* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments need to be received by 27 September 2023 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the IASB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2023 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of IASB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Request for Information contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's trade marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

情報要請

IFRS 第 9 号「金融商品」の 適用後レビュー 減 損

コメント期限：2023 年 9 月 27 日

情報要請「IFRS 第9号『金融商品』の適用後レビュー — 減損」は、国際会計基準審議会（IASB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2023年9月27日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、IASB 及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2023 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

IASB 公表物の写しは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> を通じて注文することができる。

本公表物に含まれている情報要請の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	11
情報要請	13
1. 減 損	13
2. 予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチ	15
3. 信用リスクの著しい増大の判定	16
4. 予想信用損失の測定	19
5. 営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチ	24
6. 購入又は組成した信用減損金融資産	25
7. IFRS 第 9 号における減損の要求事項と他の要求事項の適用	26
8. 経過措置	28
9. 信用リスクの開示	29
10. その他の事項	32

はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS 第9号「金融商品」の適用後レビューを実施している。IFRS 第9号はIAS 第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えたものである。IFRS 第9号で導入された金融商品の会計処理のIAS 第39号との比較での改善点には、次のものがある。

金融資産についての分類及び測定のアプローチ
（企業の事業モデル及び当該資産のキャッシュ・フロー特性を反映する）

将来予測的な予想信用損失モデル（貸倒損失のより適時な認識となる）

ヘッジ会計モデル（リスク管理の経済実態と会計処理をより適切に関連付ける）

IASBは、IFRS 第9号の適用後レビューを分類及び測定の要求事項から開始した。

IASBは現在、IFRS 第9号における減損の要求事項をレビューしている。

2023年中に、IASBはヘッジ会計の要求事項のレビューの時期を検討する。

時系列

2014

2014年7月に、IASBはIFRS 第9号の完全版を公表した。これは、IAS 第39号を置き換えるプロジェクトの3つのフェーズ（分類及び測定、減損及びヘッジ会計）を統合したものである。

2018

IFRS 第9号が2018年1月1日以後開始する事業年度について発効した。

2020

2020年10月に、IASBはIFRS 第9号の適用後レビューを分類及び測定のレビューを手始めに開始することを決定した。

2022

2022年7月に、IASBはIFRS 第9号における減損の要求事項の適用後レビューを開始することを決定した。

適用後レビューとは何か

適用後レビューの目的は、新しい要求事項の適用が財務諸表の利用者、作成者、監査人及び規制当局に与える影響が、IASB が当該要求事項を開発した時に意図していたものであるかどうかを評価することである。

IASB は、次のことを決定することによって適用後レビューを完結させる。

- (a) 新しい要求事項が概ね意図されたように機能しているかどうか。新しい要求事項のコアとなる目的や原則の明確性と適合性に関する根本的な疑問がコメント提出者から寄せられた場合には、要求事項が意図されたとおりに機能していないことが示唆される。
- (b) 利害関係者が、新しい要求事項の適用に関して対応を要する具体的な疑問を有しているかどうか。なお、利害関係者が具体的な適用上の疑問点を有している場合であっても、IASB は、新しい要求事項が意図されたように機能していると結論を下す場合があるが、それらの適用上の疑問点が、IASB が追加的な行動を取るために必要な要件を満たす場合には、IASB はそうした適用上の疑問点に対応する（8 ページ参照）。

IASB は、次のような**証拠**があった場合には、優先度評価規準に従い、対応を行う。

新しい要求事項のコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関する**根本的な疑問**（致命的な欠陥）がある。

新しい要求事項を適用することにより提供される情報による**財務諸表利用者への便益**が予想を著しく下回っている（例えば、適用に著しい不統一がある）。

新しい要求事項の**適用**、適用に関する監査及び当局による監督（エンフォースメント）に係る**コスト**が予想を著しく上回っている。

適用後レビューは、基準設定プロジェクトでも自動的に基準設定に繋がるものでもなく、また、あらゆる適用上の疑問点を解決することを意図するものでもない。しかし、適用後レビューにより、新しい要求事項、基準設定プロセス、又は IFRS 会計基準書の構成に対して加える余地のある改善が識別される場合がある。

IASBは適用後レビューにおいて各事項の優先順位をどのようにして付けるのか

IASBは、適用後レビューを通じて収集した情報が以下に関する証拠を提供した程度に応じて、各事項の優先順位付けを行う。

- (a) 当該事項は、重大な影響を有している。
- (b) 当該事項は、広がりがある。
- (c) 当該事項は、IASB又はIFRS解釈指針委員会（委員会）が対処できる財務報告上の論点から生じている。
- (d) 対応することの便益はコストを上回ると見込まれる。この分析を行ううえで、IASBは、変更による混乱の可能性及び運用上のコストの程度並びに当該事項の財務諸表利用者にとっての重要度を考慮する。

このIASBの評価に応じて、

- (a) 優先度が高い事項には、できるだけ早く対応する。この区分を使用することは稀であると見込まれる。
- (b) 優先度が中の事項は、IASBの研究・パイプライン又は委員会のパイプラインに追加される。IASBは、パイプライン・プロジェクトを次回のアジェンダ協議の前に活動させるよう努める。
- (c) 優先度が低い事項は、次回のアジェンダ協議において考慮され、IASBが当該アジェンダ協議に対するフィードバックについての審議において対応を行うと決定する場合には検討される。
- (d) 対応しない事項については、IASBによる検討は行われ¹ない。

¹ 適用後レビューについてのIASBの説明は、[ウェブサイト](#)にて入手可能である。

適用後レビューはどのような手続で行うか

第 1 フェーズ

IASB は、委員会、IASB の諮問グループ及び他の利害関係者との議論を通じて検討すべき事項を識別する。



IASB は、第 1 フェーズで識別した事項についての情報及び適用後レビューに関連性のある他の情報を求めるため**情報要請**を公表する。これには誰でも回答することができる。

第 2 フェーズ

IASB は、公開協議に寄せられたコメントと、追加的な分析及び他の協議活動から収集した情報を合わせて検討する。



IASB は、発見事項及び次のステップ（もしあれば）を要約した**報告書及びフィードバック・ステートメント**を公表する。次のステップには教育的文書の提供や基準設定の可能性の検討が含まれる。

IFRS 第 9 号のどのセクションを IASB はレビューしているのか

IASB は、IFRS 第 9 号の全体（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における関連する要求事項を含む）をレビューする。2022 年に、IASB は分類及び測定の実務要求事項のレビューを完了し、これらの要求事項は意図されたように機能していると結論を下した²。

今回の情報要請では、IASB は減損の実務要求事項（IFRS 第 9 号のセクション 5.5）についてのフィードバックを求めている。

IASB は、ヘッジ会計の実務要求事項（IFRS 第 9 号の第 6 章）について別個にフィードバックを求める予定である。

これらの適用後レビューのそれぞれに、IFRS 第 9 号における関連する経過措置及び IFRS 第 7 号における関連する開示要求が含まれている。

² IASB は、一般的に要求事項は一貫して適用できるが、要求事項の理解可能性を改善するためにいくつかの領域において明確化が必要であると結論を下した。IASB は、フィードバックに対応して IFRS 第 9 号の分類及び測定の実務要求事項を明確化するためのプロジェクトを追加し、また、償却原価測定に関するプロジェクトもリサーチ・パイプラインに追加した。

図1—IFRS第9号における減損の要求事項の概要

この説明図は、金融商品の予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチの概要を示している。

当初認識以降の信用リスクの増大		
第1段階 「履行 (Performing)」	第2段階 「履行に懸念 (Underperforming)」	第3段階 「不履行 (Non-performing)」 / 「信用減損」
減 損		
12か月の予想信用損失	全期間の予想信用損失	全期間の予想信用損失
金利収益		
総額での帳簿価額に対する 実効金利	総額での帳簿価額に対する 実効金利	償却原価に対する実効金利

コメント募集

質問の要約

この情報要請は、10 のセクションにおいて質問を示している。

- (a) セクション 1 は、IFRS 第 9 号における減損の要求事項の適用が、財務諸表の作成者、財務諸表利用者、監査人及び規制当局に与えてきた影響についての全般的な情報を求めている。
- (b) セクション 2 から 8 は、IFRS 第 9 号における減損の要求事項の具体的な領域についての情報を求めている（これらの要求事項を IFRS 第 9 号又は他の IFRS 会計基準書における他の要求事項とともに適用することに関する情報を含む）。
- (c) セクション 9 は、IFRS 第 7 号における信用リスクについての開示要求の適用に関する情報を求めている。
- (d) セクション 10 は、減損の要求事項の適用後レビューに関連性のあるその他の情報を求めている。

回答は、この適用後レビューにおける IASB の評価に情報を与えることになる（7 ページの「適用後レビューとは何か」を参照）。

質問への回答のためのガイダンス

コメント提出者はすべての質問に回答する必要はない。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記述された質問に回答している。
- (b) 関連する IFRS 第 9 号又は IFRS 第 7 号の具体的な項を明記している。
- (c) 記述している論点の原因を識別している。
- (d) 質問に関連性のある事実パターンを記述し、次のことを説明している。
 - (i) IFRS 第 9 号又は IFRS 第 7 号の要求事項がどのように適用されているか
 - (ii) 要求事項の適用の影響（例えば、企業の財務諸表に対する定量的な影響又は運用面での影響）
 - (iii) その事実パターンにはどれくらい広がりがあるか
- (e) 証拠で裏付けられている。

財務諸表の作成者は、自社の会計処理を考慮して質問に回答されたい。監査人、規制当局及び財務諸表利用者は、自分が監査、規制又は利用する財務諸表を考慮して質問に回答されたい。

期限

当審議会は、2023年9月27日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。そうした要望は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認めない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを求めたい場合には、レターを提出する前に commentletters@ifrs.org に連絡されたい。

情報要請

1. 減 損

背 景

世界的な金融危機の間に、貸付金及び他の金融商品に関する信用損失の認識の遅れが会計基準の弱点として指摘された。具体的には、IAS 第 39 号におけるモデルなどの「発生損失」モデルは、信用損失の認識を信用損失事象が発生するまで遅らせているため、信用損失の認識の適時性に関する懸念が指摘された。金融商品について複数の減損モデルがあることの複雑性も、主要な懸念事項として指摘された。

金融危機諮問グループからの提言に合わせて、IASB は、予想信用損失を反映する将来予測的な減損モデル（「予想信用損失」モデル）を開発した。予想信用損失モデルは原則主義のモデルであり、信用損失を IAS 第 39 号で要求される場合と比較して、より適時に認識することを企業に要求するように設計されている。このモデルにより、信用損失の認識についての閾値は廃止され、信用事象が信用損失を認識する前に発生している必要はなくなる。したがって、予想される更新後の信用損失は金融商品の存続期間全体を通じて認識され、IFRS 第 9 号の範囲に含まれる減損会計の対象となるすべての金融商品に同じ減損モデルが適用される。

予想信用損失モデルを開発する上での IASB の主要な目的は、企業の金融資産及び与信のためのコミットメントに係る企業の予想信用損失に関して、より有用な情報を財務諸表利用者に提供して、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する利用者の評価に役立てることであった。

IFRS 第 9 号を公表した際に、IASB は、減損の要求事項が予想信用損失に関する透明性及び適時性のより高い情報を提供することによって、金融商品に関する報告の大幅で継続的な改善をもたらすであろうと予想した。また、IASB は、作成者にとってのコストの大半は、新しい減損モデルへの移行を準備する際に発生するであろうとも評価した。特に、企業は大規模なシステム変更に投資しなければならないであろう。継続的なコストは、IFRS 第 9 号における予想信用損失モデルの運用上の負担を軽減させるために導入される単純化及び実務上の便法により軽減されるであろう。また、IASB は、このモデルでもたらされる大幅な改善がそれらのコストを上回るであろうと予想した。

スポットライト1—我々がこれまでに聞いたこと

IFRS 第9号が発効した以降に収集された情報は、将来予測的な予想信用損失モデルの使用によりIAS 第39号を適用するよりも信用損失がより適時に認識されることとなり、信用損失の認識の遅れという問題に対処していると利害関係者が認識していることを示唆している。

利害関係者からの初期的なフィードバックは、減損の要求事項は、経済的な不確実性が増大した期間を含めて、実務において概ねうまく機能していることを示唆している。例えば、利害関係者はIASBに対し、covid-19パンデミックの間における当該要求事項の適用により、IFRS 第9号のコアとなる目的や原則が適切であることが示されたと述べた。

利害関係者は、減損の要求事項によって導入された変更を概ね歓迎している。多くの利害関係者にとって、要求されるデータ（特に将来予測的な情報）の幅がより広いため、当該変更の影響は大きかった。財務諸表利用者は、将来予測的な情報を組み込むことで予想信用損失に関するより有用な情報（将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する予測価値を有する情報を含む）がもたらされると述べた。

しかし、利害関係者は、減損の要求事項（信用リスクについてのIFRS 第7号の開示要求を含む）の適用における多様性が見られており、特定の要求事項についての適用上の問題を識別した。

質問1—減損

IFRS 第9号における減損の要求事項は、次のような結果をもたらしているか。

- (a) IAS 第39号と比較して、より適時に信用損失を認識し、金融商品について複数の減損モデルがあることにより生じていた複雑性に対処しているか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響に関して、企業が有用な情報を財務諸表利用者に提供する結果となっているか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第9号により導入された減損の要求事項の変更による影響（金融商品に関する情報の作成、監査、当局による監督（エンフォースメント）又は利用の継続的なコスト及び便益を含む）に関する情報を提供されたい。

この質問は、IFRS 第9号の減損の要求事項に関してのコメント提出者の全体的な見解及び経験をIASBが理解するのに役立つことを目的としている。セクション2から9は、具体的な要求事項についてのより詳細な情報を求めている。

2. 予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチ

背景

IFRS 第 9 号の開発中に財務諸表利用者は、IASB に、予想信用損失の当初の見積りの影響とその損失予想のその後の変化の影響とを区別する減損モデルを支持すると伝えた。彼らの見解では、その区別は信用リスクの変動及びそれにより生じる経済的損失に関する有用な情報を提供する。

予想信用損失モデルは、以下を認識することを企業に要求することによって、この区別を当初認識以降の信用リスクの増大に基づいて行う。

- (a) 当該金融商品の存続期間全体を通じて、少なくとも 12 か月の予想信用損失に等しい金額による損失評価引当金
- (b) 当初認識以降に信用リスクの著しい増大があった場合には、全期間の予想信用損失

IASB の見解では、信用リスクの著しい増大の後に全期間の予想信用損失を認識することは、経済的損失を財務諸表においてより良く反映する。信用が最初に供与される時に、借手の当初の信用度及び信用損失の当初予想が、金融商品の価格設定及び他の条件を決定するにあたり考慮される。IASB は、真の経済的損失は、予想信用損失が当初の予想を上回る場合（すなわち、融資者が現時点で晒されている信用リスクのレベルに対する補償を受け取らない場合）に生じることに留意した。

質問 2 — 予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチ

- (a) 一般的なアプローチに関する根本的な疑問（致命的な欠陥）はあるか。ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

金融商品の存続期間全体を通じて少なくとも 12 か月の予想信用損失を認識し、信用リスクの著しい増大があった場合には全期間の予想信用損失を認識することを企業に要求することが、信用リスクの変動及びそれにより生じる経済的損失に関する有用な情報を企業が提供するという IASB の目的を達成するかどうかを説明されたい。そうでない場合には、一般的なアプローチのコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

- (b) 一般的なアプローチの適用並びにその適用の監査及び当局による監督（エンフォースメント）のコストは、予想よりも著しく大きいか。利用者にとっての便益は、予想よりも著しく低いか。

特定の金融商品に一般的なアプローチを適用するための継続的なコストが予想よりも著しく大きいか、又は財務諸表利用者にとって結果としてもたらされる情報の便益が予想よりも著しく低いと考える場合には、当該金融商品に関するコストと便益についての回答者の評価を説明されたい。

3. 信用リスクの著しい増大の判定

背景

IFRS 第9号における減損の要求事項の目的は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったすべての金融商品について、企業が全期間の予想信用損失を認識することである。

IFRS 第9号は、信用リスクの著しい増大の評価に対して、「明確な境界線」を作り出す可能性のある規範的なルールではなく、原則主義のアプローチを使用している。すなわち、信用リスクの変動を評価するための具体的な又は機械的なアプローチを定めていない。IASB は、適用すべき最も適切なアプローチは、企業の洗練度、金融商品の特性及びデータの利用可能性に応じて異なると考えた。これは、信用分析は多くの要素に基づく全体的な分析であり、当該分析を行う際に、企業にはデータの利用可能性の相違があるからである。

企業が選択するアプローチにかかわらず、企業は、金融商品の予想存続期間にわたり、当初認識以降の債務不履行（デフォルト）発生リスクの変動を考慮することが要求される。すなわち、信用リスクの著しい増大の評価は、報告日現在における信用リスクの相対的な（絶対的ではない）評価である。

IASB は、当初認識以降の信用リスクの著しい変動について全期間の予想信用損失を認識するという目的を満たすためには、企業が信用リスクの著しい増大の評価を、例えば、金融商品のグループ又はサブグループに係る信用リスクの著しい増大を示す情報を考慮することによって、集合的ベースで行うことが必要となる可能性があることに留意した。集合的な評価は、たとえそうした信用リスクの著しい増大の証拠が個々の金融商品のレベルではまだ利用可能でない場合であっても、企業が目的を満たせることを確保する。損失評価引当金を集合的ベースで認識するために、企業は金融商品を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングすることができる。

IFRS 第9号は、金融資産が30日超の期日経過となっている場合に、金融商品に係る信用リスクが著しく増大しており、全期間の予想信用損失を認識するという反証可能な推定を企業に対して認めている。この反証可能な推定は、企業がいつ全期間の予想信用損失を認識するのかの絶対的な指標ではないが、信用リスクの著しい増大についての安全装置として機能する。IASB は、理想としては、企業は信用リスクの著しい増大を金融資産が期日経過となる前に識別することであろうことに留意した。

IASB は、IFRS 第9号において「債務不履行」を具体的には定義していないが、債務不履行は90日の期日経過となる時点よりも後で発生することはない（ただし、より遅い債務不履行の要件を立証するための合理的で裏付け可能な情報を企業が有している場合は除く）という反証可能な推定を含めている。IASB は、企業は適切な場合には債務不履行の定性的な指標（例えば、債務不履行事象を生じさせる可能性のある特約条項を含んだ金融商品について）を考慮することを強調するとともに、企業は該当する金融商品に係る信用リスク管理の実務と統合的な債務不履行の定義を每期適用する旨を明確化した。IASB は、企業は債務不履行の複数の定義を（例えば、さまざまな種類の商品について）有している場合があることに留意した。

IFRS 第 7 号は、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを企業がどのように判定したのかを財務諸表利用者が理解し評価することを可能にする情報を開示することを企業に要求している。信用リスクの開示に関する議論については、この文書のセクション 9 を参照。

スポットライト 3 — 信用リスクの著しい増大の判定における判断の適用

利害関係者は IASB に、以下の点で一貫性の欠如が見られると述べた。

- 企業が何を信用リスクの著しい増大とみなすのか
- 信用リスクの変動についての集会的評価と個別的评价の使い分け
- 企業が「債務不履行」をどのように定義するか

利害関係者は、この領域に関する原則主義の要求事項は基本的なものに留まること、及び各企業の状況は異なり時とともに変化する可能性があるため、判断を行使する能力が必要であると考えている。しかし、利害関係者は、要求事項が一貫して適用されることを確保するため、特定の事実パターンについて何が信用リスクの著しい増大と考えられるのかに関するより多くのガイダンスを IASB が提供することを提案した。

利害関係者からのフィードバックを検討するにあたり、IASB は、特に信用リスクの変動のような相対的な評価について、「一貫して適用される」とは「同じように適用される」ことを意味しないことを強調した。企業が評価を行う際にさまざまなアプローチを使用しているという事実は、必ずしも要求事項が一貫しない形で適用されていることを示すわけではない。一貫しない適用の兆候は、類似した企業が同一の事実及び状況の組合せについて、同一の文脈において異なる結論に至ることであろう。

IASB は、利害関係者から次のことを理解したいと考えている。

- 信用リスクの著しい変動があるかどうかを判定する際に企業が重大な判断を適用することを要求されるか又は要求事項が不明確である事実パターン
- 要求事項の適用における多様性の原因についての、証拠による裏付けのある見解（例えば、その多様性は、企業の信用リスク管理実務の相違によるものなのか、あるいは IFRS 第 9 号の要求事項が適切な会計処理を決定するための適切な基礎を提供していないことによるものなのか）

質問3 — 信用リスクの著しい増大の判定

- (a) 信用リスクの著しい増大の評価に関する根本的な疑問（致命的な欠陥）はあるか。ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

信用リスクの著しい増大の評価についての原則主義のアプローチが、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったすべての金融商品について全期間の予想信用損失を認識するというIASBの目的を達成しているかどうかを説明されたい。

そうでない場合には、信用リスクの著しい増大の評価のコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

- (b) 信用リスクの著しい増大の評価は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。

要求事項が、企業がIFRS第9号における減損の要求事項の範囲に含まれるすべての金融商品に当該評価を一貫して適用するための適切な基礎を提供しているかどうかを説明されたい。

適用における多様性が特定の金融商品又は事実パターンについて存在している場合には、その多様性がどのくらい広がりがあるかの説明、及びそれに関する裏付けとなる証拠を提供するとともに、何がその原因となっているのかを説明されたい。また、その多様性が企業の財務諸表及びそれによりもたらされる情報の財務諸表利用者にとっての有用性にどのように影響を与えるのかも説明されたい。

評価の適用における多様性を識別している場合には、その多様性を解消するための提案を示されたい。

上記(a)及び(b)に回答するにあたり、信用リスクの著しい増大の判定における判断の適用（スポットライト3参照）に関する情報を含めていただきたい。

4. 予想信用損失の測定

背 景

IFRS 第 9 号は、予想信用損失の測定が次のものを反映することを要求している。

- (a) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- (b) 貨幣の時間価値
- (c) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

IFRS 第 9 号は、予想信用損失の測定についての原則を示しており、企業が当該原則を満たすために最も適切な技法を決定できるようにしている。したがって、IFRS 第 9 号は特定の技法を定めておらず、情報が予想信用損失の測定における使用のために合理的で裏付け可能であるとみなされるために必ずしも統計的モデル又は信用格付けプロセスを経ることを要求していない。IASB は、許容可能な方法を列挙すると、予想信用損失の測定のための他の適切な方法を排除したり、特定の方法を無条件に認めるものと解釈されたりするおそれがあることを懸念した。

予想信用損失の測定のために使用する技法に関係なく、IFRS 第 9 号は、企業がさまざまな状況において、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報（すなわち、過去の情報、現在の情報及び将来予測的な情報）を反映するために測定アプローチを調整することを要求している。

予想信用損失を測定する目的上、IFRS 第 9 号は、予想されるキャッシュ不足の見積りに、契約条件の一部である保有している担保及び他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローのうち企業が区分して認識していないものを含めることを要求している。

IFRS 第 9 号は、金融商品の契約条件の一部ではない担保及び他の信用補完の会計処理に関する要求事項を提供していない。

スポットライト 4.1 — 将来予測的なシナリオ

予想信用損失を測定する際に、企業はあらゆる考え得るシナリオを特定することを要求されないが、たとえ信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性とを反映する。

IFRS 第 9 号は、予想信用損失の見積りに一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りのない確率加重した金額を反映することを要求している。IASB は、実務上、これは複雑な分析である必要はない場合があることに留意した。場合によっては、比較的単純なモデルで十分であり、多数のシナリオの詳細なシミュレーションの必要はない。他方、特定の結果に係るキャッシュ・フローの金額及び時期を特定するシナリオの識別とそれらの結果の確率の見積りが必要となる場合もある。

利害関係者は IASB に、企業が識別するシナリオの数、考慮する変数、及び特定のシナリオに対するウェイト付けに多様性が見られると述べた。一部の利害関係者は、適用における多様性が生じるのは、要求事項が目的に基づいており規範的でないからであると述べた。他方、原則主義のアプローチは不可欠であるが、多様性が生じるのは、企業が複数のシナリオで何を達成する必要があるのか（例えば、シナリオ分析が経済変数の間の非線形性を捕捉するのに十分なほど包括的であることが要求されるのかどうか）が不明確であるからであると述べた関係者もいた。

IASB は利害関係者から、この領域での適用の多様性の原因を理解したいと考えている。また、IASB は、予想信用損失の測定に規範的ではなく原則主義のアプローチを採用することが、企業が具体的な状況において最もよく機能する技法を使用できるようにすることによって、複雑性を低減させ利害関係者にとっての運用上の課題を軽減するのに役立つかどうかについても理解したいと考えている。

利害関係者は IASB に、IFRS 第 9 号における現行の適用指針に基づいて、企業が特定のリスク（気候リスクなど）に関する将来予測的な情報を予想信用損失の測定にどのように反映すべきかが不明確であるとも述べた。

スポットライト 4.2 — モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイ

利害関係者は IASB に、近年において増大している経済的な不確実性（特に、過去の情報が将来の経済見通しを必ずしも表さない経済状況）が、モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイの使用を増加させていると述べている³。

一部の利害関係者（財務諸表利用者及び規制当局など）は、このような調整又はオーバーレイの使用が増加していることへの懸念を示している。これらは主観的な経営者による評価を伴い、統計的モデルと同じガバナンスのプロセス（たとえば、モデル検証のフレームワーク）を経ていない場合があるからである。そのような調整の規模及び性質並びにその使用の理由は企業ごとに大きく異なっており、企業間の予想信用損失の比較可能性を低下させている。

IFRS 第 7 号は、予想信用損失から生じた財務諸表上で報告されている金額が、統計的モデル、モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイのいずれを使用して算定されているかにかかわらず、当該金額を財務諸表利用者が評価できるようにする情報を提供することを企業に要求している。また、IFRS 第 7 号は、予想信用損失を測定するために適用したインプット、仮定及び技法に関する開示も要求している。

しかし、利害関係者は IASB に、多くの企業が、モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイに反映されている経営者による評価を利用者が理解し評価することができるようにするよう企業固有の情報を財務諸表において提供していないと述べている。信用リスクの開示に関する議論については、この文書のセクション 9 を参照。

利害関係者からのフィードバックを検討するにあたり、IASB は、IFRS 第 9 号が予想信用損失の測定の目的を示すことにより、企業が当該目的を満たすための最も適切な技法を決定できるようにしていることに留意した。したがって、IASB は、モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイが財務諸表利用者に提供される情報の有用性を著しく低下させている状況、及びそれが IFRS 第 9 号又は IFRS 第 7 号の要求事項とどのように関連しているのかを利害関係者から理解したいと考えている。

³ 「モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイ」という用語は、既存のモデルがリスク及び不確実性を適切に反映しない場合にモデルのアウトプットに加えられる、マネジメント・オーバーレイ、モデルのオーバーライド又はその他の調整を含む、あらゆるモデルに対する調整を指す。

スポットライト 4.3 — オフバランスのエクスポージャー

ローン・コミットメント

IFRS 第 9 号を適用する場合における予想信用損失が測定される最大期間は、一般的に企業が信用リスクに晒される最長契約期間（延長オプションを含む）であり、それより長い期間ではない。しかし、IFRS 第 9 号の開発中の利害関係者からのフィードバックでは、契約上の期間へ制限することは、一部の種類のローン・コミットメントについて特に懸念があることが示された。

この懸念に対処するため IASB は、IFRS 第 9 号において、引出済みのコミットメント部分と未使用のコミットメント部分の両方（それらの予想信用損失は区別して見積られてはいないため）を含んでいて、企業が返済を要求し未使用コミットメントを解約する契約上の能力が、信用損失に対する企業のエクスポージャーを契約上の通告期間に限定しない金融商品についての例外を追加した。これらの金融商品について、企業は、予想信用損失を当該金融商品が信用リスクに晒される期間にわたり測定することを要求され、たとえ当該期間が最長の契約期間を超えて延長される場合であっても、予想信用損失は企業の信用リスク管理行動によって軽減されない。

利害関係者は IASB に、この例外は歓迎するものの、一部の状況において適用上の疑問点が依然として生じていると述べた。例えば、一部の利害関係者は、リボルビング信用枠などの金融商品に係る予想信用損失の測定について考慮すべき最長期間を決定する上での困難や、特定の金融商品が例外の範囲に含まれるかどうかを評価する上での困難を報告した。

IASB は、例外を適用する企業に重大な困難を生じさせる金融商品の種類（及びそれらの特徴）を利害関係者から理解したいと考えている。

発行した金融保証契約

IFRS 第 9 号が適用される金融保証契約の発行者は、当初に金融保証契約を公正価値で認識するが、これは受け取った保証料と同額である可能性が高い。これらの金融保証契約は、その後は、IFRS 第 9 号における減損の要求事項に従って算定した損失評価引当金と、当初に認識した金額から IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に従って認識した収益の累計額を控除した金額とのいずれか高い方で測定される。

利害関係者は、IFRS 第 9 号は、保証料を一定期間にわたり（当初認識時の前払ではなく）受け取る金融保証契約に、事後測定に関する要求事項がどのように適用されるかについて適用指針を示していないと述べた。利害関係者は IASB に、適用指針がないため、企業はこれらの契約を会計処理するためにさまざまなアプローチを適用しており、保証料を前払で受け取るか一定期間にわたり受け取るかに応じて財政状態計算書での表示に多様性が生じていると述べた。

IASB は利害関係者に、要求事項の適用における多様性が見られている事実パターン、多様性が財務諸表に与えている影響及び当該事実パターンの広がりについて質問している。

質問 4 — 予想信用損失の測定

- (a) 予想信用損失の測定に関する要求事項についての根本的な疑問（致命的な欠陥）はあるか。ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

予想信用損失の測定に関する要求事項が、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するという IASB の目的を達成しているかどうかを説明されたい。そうでない場合には、測定の要求事項のコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

- (b) 測定の要求事項は一貫して適用できるか。賛成又は反対の理由は何か。

当該要求事項は、企業が予想信用損失を IFRS 第 9 号における減損の要求事項の範囲に含まれるすべての金融商品について一貫して測定するための適切な基礎を提供しているかどうかについて説明されたい。

適用における多様性が特定の金融商品又は事実パターンについて存在している場合には、その多様性にどのくらい広がりがあるかの説明、及びそれに関する裏付けとなる証拠を提供するとともに、何がその原因となっているのかを説明されたい。また、その多様性が企業の財務諸表及びそれによりもたらされる情報の財務諸表利用者にとっての有用性にどのように影響を与えるのかも説明されたい。

要求事項の適用における多様性を識別している場合には、その多様性を解消するための提案を示されたい。

上記(a)及び(b)に回答するにあたり、**将来予測的なシナリオ**（スポットライト 4.1 参照）、**モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイ**（スポットライト 4.2 参照）及び**オフバランスのエクスポージャー**（スポットライト 4.3 参照）に関する情報を適宜含めていただきたい。

5. 営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチ

背景

IFRS 第9号は、予想信用損失の認識における単純化したアプローチによって、非金融機関及び他の企業による予想信用損失モデルの適用のコスト及び複雑性を低減させている。当該アプローチは、IFRS 第15号の範囲に含まれる取引から生じる営業債権及び契約資産、並びにIFRS 第16号「リース」の範囲に含まれる取引から生じるリース債権に適用される。この単純化したアプローチは、これらの資産について12か月の予想信用損失を計算することや信用リスクの増大を追跡することの必要性をなくしている。

予想信用損失の認識に対する単純化したアプローチを適用する際に、企業は、

- (a) 重大な金融要素を含んでいない営業債権又は契約資産について全期間の予想信用損失を認識することを要求される。
- (b) 営業債権又は契約資産のうち重大な金融要素を含むもの及びリース債権について、全期間の予想信用損失を認識するという会計方針の選択肢を有する。

実務上の便法として、IFRS 第9号は、企業が引当マトリクスを使用して営業債権に係る予想信用損失を計算することを認めている。企業は、過去の結果の平均値である実績引当率を調整することで、現在の状況に関する関連性のある情報を、合理的で裏付け可能な予測及び予想信用損失への影響（貨幣の時間価値を含む）とともに反映することとなる。IASBは、こうした技法はIFRS 第9号に示されている予想信用損失の測定目的と整合的となることに留意した。

質問5 — 営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチ

- (a) 単純化したアプローチに関する根本的な疑問（致命的な欠陥）はあるか。ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

単純化したアプローチの適用が、IFRS 第9号の減損の要求事項の営業債権、契約資産及びリース債権への適用のコスト及び複雑性を低減させるというIASBの目的を達成しているかどうかを説明されたい。

そうでない場合、単純化したアプローチのコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

- (b) 単純化したアプローチの適用並びにその適用の監査及び当局による監督（エンフォースメント）のコストは、予想よりも著しく大きいのか。利用者にとっての便益は、予想よりも著しく低いのか。

単純化したアプローチの適用の継続的なコストが予想よりも著しく大きいのか、又は財務諸表利用者にもたらされる情報の便益が予想よりも著しく低いと考える場合には、コストと便益についての回答者の評価を説明されたい。

6. 購入又は組成した信用減損金融資産

背景

IFRS 第 9 号は、購入又は組成した信用減損金融資産についての予想信用損失及び金利収益の認識及び測定に対する具体的なアプローチを含んでおり、これは実質的に IAS 第 39 号から引き継がれたものである。IASB の見解では、このアプローチは、これらの種類の金融資産の根底にある経済的影響を予想信用損失に対する一般的なアプローチよりも忠実に表現する。

IFRS 第 9 号の開発中に、利害関係者は、このアプローチは概念的に正しく、それらの金融資産の経済的影響とこうした金融資産を取得又は組成した際の経営者の目的の両方を反映すると述べた。その時点で IASB は、このアプローチは IAS 第 39 号が要求していた従前の会計処理と整合的であり、また、金融資産の一部分のみに適用されるため、運用可能であると予想した。

購入又は組成した信用減損金融資産について、企業は次のことを要求されている。

- (a) 信用調整後の実効金利（当初の予想信用損失を見積キャッシュ・フローに含めることによって算定する。）を、それらの資産の償却原価に当初認識時から適用する⁴。
- (b) 当初認識以降の全期間の予想信用損失の変動累計額を損失評価引当金として認識する。
- (c) 全期間の予想信用損失の変動額を減損利得又は減損損失として純損益に認識する。

質問 6 — 購入又は組成した信用減損金融資産

購入又は組成した信用減損金融資産についての IFRS 第 9 号の要求事項は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。

当該要求事項はこれらの種類の金融資産に一貫して適用することができ、これらの取引の根底にある経済的実質を忠実に反映した会計結果を導くことができるかどうかを説明されたい。

これらの要求事項に関する具体的な適用上の疑問がある場合には、その事実パターンを記述し、次のようにされたい。

- (a) IFRS 第 9 号の要求事項がどのように適用されるのかを説明する。
- (b) 当該要求事項の適用による影響を説明する（例えば、企業の財務諸表に対する定量的な影響又は運用上の影響）。
- (c) その事実パターンにどのくらい広がりがあるのかを説明する。
- (d) フィードバックを証拠で裏付ける。

⁴ IFRS 第 9 号は、償却原価を、当初認識時に測定された金額から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、損失評価引当金を調整した金額と定義している。

7. IFRS 第9号における減損の要求事項と他の要求事項の適用

背景

IFRS 第9号における減損の要求事項は、IFRS 第9号と他のIFRS会計基準書の両方における他の多くの要求事項と互いに関連している。利害関係者はIASBに、減損の要求事項をIFRS 第9号又は他のIFRS会計基準書における他の要求事項とともに適用する際に、要求事項が十分に明確ではない場合があると述べた。例えば、

- (a) **金融資産の条件変更** — 企業は、条件変更が認識の中止を生じさせない場合には金融資産の総額での帳簿価額を修正し、条件変更による利得又は損失を純損益に認識することを要求されている。IASBは以前から、金融資産の条件変更と予想信用損失に関する要求事項との間の境界線に関する適用上の疑問点（これらの要求事項が金融資産に適用される順序に関する疑問点を含む）を認識している。
- (b) **金融資産の直接償却** — IFRS 第9号は、企業が金融資産又はその一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、当該金融資産の総額での帳簿価額を直接減額することを要求している。直接償却は認識の中止につながる事象となるため、企業は直接償却による損失を認識することが要求される。しかし、利害関係者は、IFRS 第9号は直接償却による損失の表示に関する要求事項を提供しておらず、それにより企業がこれらの損失を純損益計算書において表示する方法に多様性が生じていると述べている。
- (c) **営業債権、契約資産及びリース債権についての予想信用損失の認識** — 企業は、IFRS 第9号における減損の要求事項を、IFRS 第15号の範囲の取引から生じる営業債権及び契約資産、並びにIFRS 第16号の範囲の取引から生じるリース債権などの資産に適用することを要求されている（この文書のセクション5参照）。利害関係者はIASBに、減損の要求事項をこれらの取引に適用する方法に関して、以下を含む具体的な疑問があるとの情報を寄せている。
 - (i) 財政状態が悪化した顧客からの対価を低くすることを企業が受け入れた場合に、対価の減額にIFRS 第15号を適用して契約の条件変更として会計処理すべきか、あるいはIFRS 第9号を適用して予想信用損失として会計処理すべきか。
 - (ii) リースの貸手が、IFRS 第9号に従って予想信用損失を測定する場合に、IFRS 第16号を適用してファイナンス・リースの原資産の無保証残存価値を除外すべきかどうか。

IASBは、利害関係者から、要求事項間の相互関連性から生じる適用上の疑問点、及びどのような要求事項又は要求事項の欠如がそれらの疑問を生じさせているのか、並びにそうした疑問点の広がりを理解したいと考えている。

質問 7 — IFRS 第 9 号における減損の要求事項と他の要求事項の適用

IFRS 第 9 号における減損の要求事項を IFRS 第 9 号における他の要求事項又は他の IFRS 会計基準書における要求事項とともに適用する方法は明確であるか。賛成又は反対の理由は何か。

減損の要求事項を他の要求事項とともに適用する方法に関して具体的な疑問点がある場合には、何が曖昧さの原因となっているのか、及びその曖昧さがどのような影響を企業の財務諸表及びそれによりもたらされる情報の財務諸表利用者にとっての有用性に与えるのかも説明されたい。事実パターンを記述し、次のようにされたい。

- (a) コメントに関連する IFRS 第 9 号又は他の IFRS 会計基準書における要求事項を示す。
- (b) 要求事項を適用することによる影響を説明する（例えば、企業の財務諸表に対する定量的影響又は運用上の影響）。
- (c) その事実パターンにどのくらい広がりがあるのかを説明する。
- (d) フィードバックを証拠で裏付ける。

この質問に回答するにあたり、本文書のこのセクションに記述した事項に関する情報を含めていただきたい。

8. 経過措置

背景

IFRS 第9号の適用開始時に、企業は当該基準書を遡及適用することを要求されたが、IASBは、遡及適用から生じている可能性のある潜在的な課題（当初の信用リスクのデータの欠如や、事後的判断の使用のリスクなど）を緩和するために経過措置を設けた。

減損の要求事項に関するそれらの経過措置のいくつかを適用する際に、企業は次のようにすることを認められる。

- (a) 当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するために、実務上の便法及び反証可能な推定を使用する（例えば、IFRS 第9号の5.5.10項における低い信用リスクの簡素化やIFRS 第9号の5.5.11項における30日の期日経過の反証可能な推定）。
- (b) 当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかの判定に過大なコスト又は労力を要する場合には、認識の中止まで各報告日現在の全期間の予想信用損失を認識する。

IFRS 第9号は、修正再表示した比較情報の表示を要求しなかった。その代わりに、IFRS 第9号への移行が金融商品の減損に与える影響を開示することを企業に要求した（例えば、IAS 第39号に従った最後の減損評価引当金とIFRS 第9号に従った開始時の損失評価引当金との間の調整表を提供することによって）。

質問8 — 経過措置

経過措置の適用並びにその適用の監査及び当局による監督（エンフォースメント）のコストは、予想よりも著しく大きいか。利用者にとっての便益は、予想よりも著しく低いのか。

比較情報の修正再表示の免除と経過的な開示の要求との組合せが、財務諸表の作成者にとってのコストの低減と財務諸表利用者にとっての有用な情報の提供との適切なバランスを達成したかどうかを説明されたい。

財務諸表の作成者が減損の要求事項を遡及適用する際に直面した予想外の影響又は課題を説明されたい。また、それらの課題はどのように克服されたか。

9. 信用リスクの開示

背景

IFRS 第 7 号は、信用リスクについて目的ベースの開示要求を設けており、財務諸表利用者が次のことを理解するのを助けるために 3 つの開示目的を識別している。

- (a) 企業の信用リスク管理の実務並びにそれらが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連しているのか（企業が使用している方法、仮定及び情報を含む）
- (b) 予想信用損失から生じた財務諸表上の金額（予想信用損失の金額の変動及び当該変動の理由を含む）
- (c) 企業の信用リスク・エクスポージャー（すなわち、企業の金融資産及び与信を行うコミットメントに固有の信用リスク）（著しい信用リスクの集中を含む）

IASB は、企業が自らの状況に照らして、どの程度詳細に開示を行い、開示要求の異なる側面についてそれぞれ、どの程度強調すべきか、そして異なる特徴を有する情報を結合することなく全体像を表すのに情報をどの程度合算したらよいか、また、財務諸表利用者が開示された定量的情報を評価するために追加の説明を必要としているかどうかを判断できるようにするため、目的ベースの開示要求を含めた。IASB の見解では、このアプローチは、財務諸表利用者にとってはそれほど役には立たない詳細を過度に開示している財務諸表、及び合算をしすぎたために重要な情報であっても曖昧なものになってしまう財務諸表にならないようにバランスを取らなければならない。

信用リスクの開示についての要求事項を開発する際に、IASB は、企業は信用リスクをさまざまな方法で評価し管理しているため、企業がリスクをどのように管理しているのかに基づく開示は、企業間で比較可能である可能性が低いことを認識していた。こうした限界を克服するため、IASB は、すべての企業に適用可能となる信用リスク・エクスポージャーの開示を要求することを決定した。財務諸表利用者のための共通のベンチマークを提供することで、リスク・エクスポージャーを企業間で比較できるようにするためである。より高度な信用リスク管理システムを有する企業は、より詳細な情報を提供するであろう。したがって、IFRS 第 7 号は、比較可能であるとともに目的適合性のある情報を提供するための開示目的と最低限の開示要求との組合せを示している。

スポットライト9 — 信用リスクの開示

さまざまな利害関係者グループに跨る利害関係者は IASB に、異なる企業が信用リスクについて開示する情報の種類及び粒度に一貫性が欠如していると述べた。特に、財務諸表利用者は、この一貫性の欠如は、異なる企業間での比較可能性を著しく損なっており、利用者による信用リスク分析の質に影響を与えていると述べた。

利害関係者は IASB に、企業が次の事項に関して提供する開示には一貫性の欠如が一般的に見られると述べた。

- 信用リスクの著しい増大の判定（スポットライト 3 参照）
- モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイ（スポットライト 4.2 参照）
- 予想信用損失の期首残高から期末残高への調整表
- 感応度分析

利害関係者は、IASB がこれらの領域における最低限の開示要求を追加し、いくつかの開示の様式を定め、開示する情報の一貫性の増大を達成するために特定の設例を IFRS 第 7 号に追加することで比較可能性を向上させるよう提案した。

質問9 — 信用リスクの開示

- (a) IFRS 第7号における開示要求に関しての根本的な疑問（致命的な欠陥）はあるか。ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

信用リスクについての開示目的と最低限の開示要求との組合せが、財務諸表利用者が次のような情報を受け取ることとの間の適切なバランスを達成しているかどうかを説明されたい。

- (i) 比較可能な情報 — すなわち、同じ要求事項がすべての企業に適用され、企業が晒されているリスクに関する比較可能な情報を利用者が受け取るようにする。
- (ii) 目的適合性のある情報 — すなわち、提供される開示は、企業の金融商品の利用の範囲及び関連するリスクをどの程度まで引き受けるかどうかに応じて決まる。

適切なバランスが達成されていない場合、当該開示要求のコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

- (b) これらの開示要求の適用並びにその適用の監査及び当局による監督（エンフォースメント）のコストは、予想よりも著しく大きいか。利用者にとっての便益は、予想よりも著しく低いのか。

信用リスクについての特定の開示を提供するための継続的なコストが予想よりも著しく大きいのか、又は財務諸表利用者にもたらされる情報の便益が予想よりも著しく低いと考える場合には、当該開示に関するコストと便益についての回答者の評価を説明されたい。また、回答者が識別した事項を解決するための提案を示されたい。

IASB が信用リスクについて具体的な開示要求を追加すべきであると考えている場合には、それらの要求事項を記述し、それが財務諸表利用者にとって有用な情報をどのように提供することになるのかを記述されたい。

また、企業の信用リスクについての開示がデジタル報告と両立可能であるかどうか、具体的には財務諸表利用者が信用リスクに関する情報をデジタル的に効果的に抽出し比較し分析することができるかどうかを説明されたい。

10. その他の事項

背景

セクション2から9は、IFRS第9号における減損の要求事項の適用後レビューにおいて、さらに検討すべき関心領域としてIASBが識別した事項に焦点を当てている。

このセクションは、適用後レビューに関連性のある他の事項についてのフィードバックを共有する機会を利害関係者に提供するものである。

下記のようなかどうかを評価するにあたりIASBにとって有用となるであろう情報があれば共有されたい。

IFRS第9号の減損の要求事項におけるコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関する**根本的な疑問**（致命的な欠陥）がある。

減損の要求事項を適用することにより提供される情報による**財務諸表利用者への便益**が予想を著しく下回っている。

減損の要求事項の**適用**、適用に関する監査及び当局による監督（エンフォースメント）に係る**コスト**が予想を著しく上回っている。

前述のように、この情報要請では、IASBは減損の要求事項（IFRS第9号のセクション5.5）に関してのみフィードバックを求めている。

質問10 — その他の事項

- (a) IFRS第9号における減損の要求事項の適用後レビューの一部としてIASBが検討すべきであると回答者が考える追加の事項はあるか。ある場合、当該事項はどのようなものか、また、検討すべきであるとする理由はなにか。

それらの事項を適用後レビューの文脈において考慮すべきである理由、及び指摘された事項の広がりの説明されたい。実例及び裏付けとなる証拠を示されたい。

- (b) IFRS第9号における減損の要求事項の理解可能性及びアクセスしやすさに関して、IASBが将来のIFRS会計基準書を開発するにあたり考慮することのできるフィードバックがあるか。